

市之川公民館だより

平成 27 年 12 月号
(No.504 号)
発行；市之川公民館
西条市市之川 6678-1
Tel&Fax； 56-3300

12月 師走（しわす）

今年もあと残り少なくなりました。寒さがだんだんと増えています。皆様いかがお過ごしでしょうか。

新嘗祭(11月23日)も終わり、やっと新米を食べることができます。

今月も、皆様お元気でおすごしてください。

《12月の行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
12	土	カラオケ会 10:00～ 集会室
23	水	祝 天皇誕生日
26	土	カラオケ会 10:00～ 集会室

※ガードレールが2か所新設されました。



※視察研修

11月5日(木)に行いました。バスの定員一杯の23名が参加しました。

新寒風山トンネルを通過して、高知城を見学し、ひろめ市場で昼食をとり、龍馬の生まれたまち記念館で研修し、土佐和紙工芸村くらうどに立ち寄りしました。

天候にも恵まれ、充実した視察研修になりました。



※女性学級

楽しく、来年の干支のかざりを作りました。



- 板長の料理ついで 至福かな
- おち鮎の炭火で焼いて 風かおる
- 猪鍋にラーメン入れて また旨い
- 晩秋の路面黄色く さんぽ道
- かに飯で ナツメロ聞いて 里の秋
- 川ガニを 友とついで カラオケ会
- 川の瀬に アメゴとび跳ね 紅葉舞う
- 奥山も 色あざやかに 冬支度
- 猪の子も 畑荒らして 食あさり
- カニ汁で 味は天下の 一品に
- 雲透す 十六夜月の 上品さ
- 赤い羽根 募金の声の さわやかさ
- 山里は 赤や黄色に 霞けり

文芸欄

館長 館長 館長 知歓 知歓 知歓 正正 正正 正正 正正 正正

障害者差別解消法について

障害のある人もない人も共に学び、働き、生きる喜びを分かち合える社会を実現するため、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日より施行されることとなりました。

この法律においては、行政機関や会社・お店などが「不当な差別的取扱い」をすることや「合理的配慮をしないこと」が差別にあたるとされています。

不当な差別的取扱い

障害があることで、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したりすること等は差別となります。不当な差別的取扱いは行政機関や会社・お店等においても禁止となります。

- 【例】
- ・入店しようとしたら、車いすを理由に拒否された。
 - ・カルチャーセンター等で障害を理由に入会を拒否された。

合理的配慮をしないこと

障害のある人から社会的障壁（利用しにくい施設や制度等）をなくす配慮を求められた場合、その実施に要する負担が過重でないにもかかわらず必要かつ合理的な配慮を行わないことは差別になります。行政機関においては義務となり、会社・お店等においては努力義務となります。

- 【例】
- ・知的障害がある人に振り仮名を付けた分かりやすい資料を渡す。
 - ・建物入口の段差を解消する。

かつて障害は、耳が聞こえないことや目が見えないことなど、その人にある性質から発生するものであると考えられていました。しかし、現在では、障害のある人たちの社会参加を困難としている建物や制度、偏見などから障害が生じていると考えられています。

障害者差別解消法では、「国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない」ことが定められています。私たちは、自らの存在が障害のある人たちの「障害」とならないよう、言葉を、視線を、行動を見つめ直したいと思います。

西条市人権教育協議会・西条市教育委員会